

静岡県人事委員会は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月10日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

#### 静岡県人事委員会規則 7-1214

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-104）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第3条</b> 給与条例第20条第1項後段、教職員給与条例第21条第1項後段及び警察職員給与条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職が、法第28条第4項の規定による失職（<u>法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）であつた者</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p><b>第3条</b> 給与条例第20条第1項後段、教職員給与条例第21条第1項後段及び警察職員給与条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職が、法第28条第4項の規定による失職であつた者</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）から施行する。